

【書式40-1】破産手続開始決定の上申書（不動産仮差押えの場合）

上 申 書

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債務者破産者〇〇〇〇破産管財人弁護士〇〇〇〇 印
電話番号 03-〇〇〇〇-××××

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
物件の表示 別紙物件目録記載のとおり

上記当事者間の御庁令和〇〇年（ヨ）第〇〇〇〇号不動産仮差押命令申立事件について、令和〇〇年〇月〇日付けで仮差押決定が出されていますが、〇〇地方裁判所令和〇〇年（フ）第〇〇〇号破産手続開始申立事件において、債務者〇〇〇〇につき、令和〇〇年〇月〇日午後〇時破産手続開始決定がなされました。

よって、破産法42条2項により、本件仮差押えの効力は、破産財団に対する関係では、消滅したことを当事者に通知されること及び同破産手続のために本件仮差押えの執行取消（仮差押登記の抹消）をされるよう上申します。

なお、別紙物件目録記載の不動産について任意売却済みです。

添付書類 破産管財人資格証明及び印鑑証明書

★必要なもの

- ① 郵券・・・（債権者の人数分）×（上申書の枚数が3枚以内の場合84円、4～9枚の場合94円）、法務局1か所につき574円×2（法務局嘱託用）
※登記権利者義務者目録及び物件目録の枚数が8枚以上又は上申書の枚数が10枚以上の場合は取消係にご相談ください。
- ② 収入印紙・・・物件1個につき1,000円（区分所有建物の敷地権も1個と数える。物件が法務局1カ所につき20個以上の場合については、定額2万円）

- ③ 上申書（当事者目録※及び物件目録を添付）×（裁判所・債権者の人数分）
- ④ 破産手続開始決定を受けたことの証明，破産管財人資格証明及び印鑑証明書
- ⑤ 不動産登記記録全部事項証明書（交付日1か月以内のもの，任意売却後のもの）
- ⑥ 物件目録 2通（法務局囑託用）
- ⑦ 登記権利者義務者目録 2通（法務局囑託用）

※ 当事者目録の債務者の表示

東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番4号霞ヶ関法律事務所
（破産者住所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番〇号）
債務者 破産者〇〇〇〇破産管財人弁護士〇〇〇〇

★債権者分の宛名シールのご提出にご協力ください。